

第 9 号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 39 年 亀岡市条例第 48 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 39 年 亀岡市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「12 月に支給する場合には 100 分の 170」を「12 月に支給する場合には 100 分の 165」に改める。

第 2 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げること。

ア 令和2年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
12月	1.70月分	1.65月分

イ 令和3年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
6月	1.70月分	1.675月分
12月	1.65月分	1.675月分
合計	3.35月分	3.35月分

2 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1のイの改正については、令和3年4月1日から施行すること。